

地方独立行政法人北海道立総合研究機構酪農試験場公告第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年1月27日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小高咲

1 入札に付する事項

（1）契約の目的の名称及び数量

ア 名 称 物品購入契約（モアコンディショナー）
イ 数 量 1台

（2）調達する物品の仕様等 仕様書のとおり

（3）納入期限 令和8年3月19日（木）

（4）納入場所 北海道枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8-2

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
農業研究本部 酪農試験場天北支場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（1）令和7年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち物品購入の資格（産業用機器類）を有すること。

（2）北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（3）暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（4）調達物品に関し、仕様書記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

（5）宗谷総合振興局管内に本店若しくは支店（営業所）等を有していること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（4）及び（5）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和8年1月27日（火）から令和8年2月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

〒098-5738 北海道枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8-2

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部

酪農試験場天北支場 総務

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8-2

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部

酪農試験場天北支場 総務

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

北海道枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8-2

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部

酪農試験場天北支場 大会議室

(2) 入札日時

令和8年2月13日（金） 午前10時30分

(3) 開札場所

（1）に同じ。

(4) 開札日時

（2）に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるとときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるとときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

（1）開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（2）入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い道総研が取得する物品の価格は、消費税等相当額を含めた額とすること。

（3）契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部

酪農試験場天北支場　総務

イ　所在地　郵便番号　098-5738

北海道枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8-2

電話番号　01634-2-2111

- (4) 前金払はしない。
- (5) 概算払はしない。
- (6) 部分払はしない。
- (7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (9) この入札の執行は公開する。
- (10) 契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適當と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (11) この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。